

昭和58年 2 月10日号

ちばやあかさか

第127号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081 編集 企画広報課

人の動き

世帯数および人口
(昭和58年1月末日現在)

世帯数	1,926戸
人口	7,760人
男	3,765人
女	3,995人

電話メモ

議会事務局 ②0081
教育委員会事務局 ②0081
自然休養村管理センター ②1447～8
小吹台連絡所 ②7600
診療所 ②0038
金剛山ロープウェイ ④0128
多聞小学校 ④0102
多聞幼稚園 ④0137
千早小学校 ②0050
千早幼稚園 ②0020
小吹台小学校 ②7100
小吹台幼稚園 ②7219
赤阪小学校 ②0205
赤阪幼稚園 ②0356
千早赤阪中学校 ②0004
千早駐在所 ④0112
東阪駐在所 ②0562
赤阪駐在所 ②0563
富田林消防署(緊急時) 07212 ④ 8199



綴って保存しましょう

耐寒登山

寒風を突き、新雪を踏んで、一步、一步、登る金剛山、一年中で最も厳しくもあり、又最も素晴らしく美しい時期である

今月号の主な内容

◆ 議会の動き	2 頁
◆ 村府民税の申告は早いに	3 頁
◆ 軽自・原付の廃車譲渡手続	3 頁
◆ 国民年金に加入しよう	4 頁
◆ 愛の献血に参加を	4 頁
◆ 三種混合予防接種	5 頁
◆ 建設工事の指名競争入札	5 頁
◆ 心と力をひとつに	6 頁
◆ 成人式	6 頁
◆ 歳時記	7 頁
◆ 行事予定表	8 頁

議会の動き

昭和五十七年第四回定例会は十二月十日～十二月二十三日までの十四日間の会期で開催し、昭和五十六年度決算他十六件が上程され、いずれも認定あるいは可決・同意されました。

定の件（認定）

（収益的収支の場合、差引四八万四千円、単年度赤字です。資本的収支の場合、差引一、一三四万九千円の収入不足になります。この不足分については当年度損益勘定留保資金、減価積立金で補てんしました）

▼第四十九号議案 「昭和五十六年度早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定の件」（認定）

（歳入合計一五億六、三二五万八千円、歳出合計一五億五、四八六万六千円、差引八二九万二千円は翌年度へ繰越しました）

▼第五十号議案 「昭和五十六年度早赤阪村国保会計歳入歳出決算認定の件」（認定）

（歳入合計三億二、四四一萬一千円、歳出合計二億八、一三四万九千円、差引四、二九六万二千円は翌年度へ繰越しました）

▼第五十一号議案 「昭和五十六年度早赤阪村国保直診会計歳入歳出決算認定の件」（認定）

（歳入合計五、五二〇万九千円、歳出合計五、〇二二万六千円、差引四、九九八千三百円は翌年度へ繰越しました）

▼第五十二号議案 「昭和五十六年度早赤阪村水道会計歳入歳出決算認定の件」（認定）

（歳入合計八、五六五万四千円、歳出合計八、六六九万三千円、差引八、一〇四万九千円の赤字です。そして繰上充用金一、三四三万四千円を累積赤字に充当すると、累積赤字は三、八八二万二千円に減少しました）

▼第五十三号議案 「昭和五十六年度早赤阪村水道会計決算認定の件」（認定）

（これは、国家公務員の定年制度の公布に基づいて、本村も昭和六十年三月三十一日から定年制を施行するものです。職員は定年を六十年とするものです。ただし、診療所の医師は六十五年です）

▼第五十七号議案 千早赤阪村高令職員の退職者に関する優遇措置条例の廃止の件（可決）

（これは、定年制度の発足により、優遇措置条例の意義がなくなったので廃止するものです）

▼第五十八号議案 「千早赤阪村税条例に関する条例の改正の件」（可決）

（これは、譲渡所得課税の特例です。所得所有期間の緩和と税率の緩和により、土地取得の円滑化と住宅地の供給促進を考慮して改正するものです）

▼第五十九号議案 「千早赤阪村特別会計条例の改正の件」（可決）

（これは、二月一日より老人保健法が施行されます。今回老人保健特別会計を設置するものです）

▼第六十号議案 「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の改正の件」（可決）

（これは、災害のために重度の障害を受けられた人に今年新たに見舞金を支給するものです）

▼第六十一号議案 「千早赤阪村国民健康保険条例の改正の件」（可決）

（これは、老人保健法の成立に伴いまして、老人医療費について八つの各保険組合から拠出金を出して支払っていくものです。これにより国保会計にとっては軽減されることとなります）

▼第六十二号議案 「昭和五十七年度早赤阪村農業用施設災害復旧事業施行の件」（可決）

（これは、昭和五十七年八月一日より三日までの台風十号及び集中豪雨により発生しました農業用施設のうち農道九箇所、水路五箇所の計十四箇所の災害復旧事業の施行です）

▼第六十三号議案 「昭和五十七年度早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算（第八回）の件」（可決）

（五十七年度一般会計予算の第八回目の補正です。三、八六六万一千円を追加し、総額は、一八億五、七七八万二千円となります。補正の主なものは、老人保健法成立に伴う、老人医療助成費の減額、保育所措置委託料の追加、団体営農道の整備事業計画の委託料、土地改良総合整備事業費の追加、それから、中学校の通学運行委託料の補正等です）

▼第六十四号議案 「昭和五十七年度早赤阪村国保会計歳入歳出補正予算（第二回）の件」（可決）

（五十七年度国保会計予算の第二回目の補正です。事業勘定としては、三、一九九万九千円を追加し、総額は三、六六六、二〇四万二千円となります。施設勘定としては、一、〇〇〇万円を追加し、総額は四、九二二万四千円となります。補正の主なものは事業勘定では、老人保健法成立に伴う、国保よりの拠出金、施設勘定では医療消耗器材費等の追加分です）

▼第六十五号議案 「昭和五十七年度早赤阪村老健法特別会計歳入歳出予算の件」（可決）

（これは、老人保健法成立に伴う特別会計です。歳入歳出それぞれ一、八六二万六千円です）

▼第六十六号議案 「固定資産評価審査委員会委員の選任の件」（同意）

（これは、固定資産評価審査委員会委員の選任です。清井彰夫・中谷一夫氏が再任され今回新たに岡本勇氏が新任されました）

▼第六十七号議案 「千早赤阪村老人医療費の助成に関する条例の改正の件」（可決）

（これは、老人医療費の六十五歳～六十九歳までの条例実施分について、老人保健法に準じて一部負担金を導入するものです）

▼第六十八号議案 「千早赤阪村身体障害者及び精神障害者の医療費の助成に関する条例の改正の件」（可決）

（これは、老人保健法成立に伴いまして、心身障害者の医療助成及び精神障害者の医療費の助成についても一部改正するものです）

▼第六十九号議案 「千早赤阪村母子家庭の医療費の助成に関する条例の改正の件」（可決）

（これは、老人保健法成立に伴いまして、一部字句を改正するものです）

△一般質問△

△質問事項△

（一）小吹合医療機関設置の件

（二）公営共同墓地造成の促進の件

（三）戦傷病者手帳所有者を心身障害者（児）手帳所有者と同等の待遇の取り扱いの件

（四）中学校への通学バス問題の件

（五）授産施設の建設の件

（六）小吹合地区の運動広場の建設の件

（七）五十八年度当初予算編成の件

（八）グラウンドの整備促進の件

（九）住民福祉会館の建設の件

（一〇）第二保育園の建設の件

（一一）補公衛生地周辺の整備事業と観光地としての機能促進策の件

（一二）八村の金庫先の件

（一三）中学校・多聞小学校のプール建設の件

（一四）水道移管の件

（一五）老人勸凍結の件

（一六）老人保健法案の件

（一七）総合計画の件

（一八）各地区の集会所建設の件

（一九）多聞小学校の就学児童減少による将来の件

（二〇）各小・中学校に対する五十八年度の整備計画の件

村・府民税の申告は 三月十五日までに



住民税（村・府民税）の申告をしていただく時期になりました。申告用紙は、それぞれお宅へ発送します。申告書の裏面の「申告書の書き方について」をよく読んでいただき、必要事項を記入のうえ、二月十四日から三月十五日までに申告を済ませてください。なお、万一、申告書が届かない方でも、つぎに該当する方は申告してください。

◆申告していただく方

昭和五十八年一月一日現在、千早赤阪村に住んでおり、昨年一年間（昭和五十七年一月から十二月までの期間）に所得のあった方は申告してください。

なお、昭和五十七年中、学生、病氣、家事手伝など無職、無収入のかたでも申告にご協力ください。◆申告しなくてもよい方
給与所得者で、給与所得以外に所得がなく、勤務先から本村役場へ給与支払報告書が提出されている方。

また、税務署へ所得税の確定申告をされる方。

◆申告に必要な書類

申告書のほか、医療費控除、生命保険料控除、障害者控除を受けようとする人は、医療費の領収書、生命保険の支払証明書、障害者手帳などが必要です。

◆申告書の受付

住民税の申告書は二月十四日から三月十五日まで村役場税務課で受け付けます。時間は平日午前九時から午後五時まで、土曜日は正午までです。

また、本年も次の通り各地区で出張受付を行いますので、できるだけこの機会に最寄りの会場で申告を行ってください。

◆必ず申告してください

申告書は、公営住宅の申込みや就園奨励費の補助、各種融資所得証明、私立高校の授業料の軽減申請、その他、諸証明の基礎資料となります。

申告されなかった場合、必要ときに証明書がとれなくて、融資や補助が受けられなくなり、ますので必ず申告してください。

昭和58年度 村府民税申告受付日程表

月 日	時 間	場 所
2月14日(月)	午前9時30分～正午 午前10時～午後4時	小吹集会所 役場小吹台連絡所
2月15日(火)	午前9時30分～午後4時 午後1時30分～午後4時	森屋公民館 川野辺集会所
2月16日(水)	午前9時30分～午後4時 午前9時30分～正午 午後1時30分～午後4時	水分公民館 二河原集会所 桐山金泉寺
2月17日(木)	午前9時30分～正午 午後1時30分～午後4時	中津原集会所 上東阪薬師寺 下東阪集会所
2月18日(金)	午前9時30分～正午 午後1時30分～午後4時	農協千早出張所 吉年集会所



所得税の延納手続

所得税（三区分）を一度に納付することが困難な方は、確定申告書の「延納届出」欄に記入のうえ三月十五日（振替納税をご利用の方は、三月三十一日）までに税額の二分の一以上を納付すると残額は五月三十一日まで延納することができます。

なお、延納期間中は年七・三％（日歩二銭）の割合で利子税がかかります。

ただし、延納される税額が三万二千円までは、利子税はかかりません。詳細は、税務署（〇七二二一四一三二八）へ。

自動車廃、登録申請手続 原動機付自転車の手続

陸運事務所で行っている自動車登録申請は、毎年会社の決算期や自動車税の賦課期との関係などで三月末の一週間に集中し、窓口が非常に混雑します。

三月末の混雑を避け、なるべく早めにすませてください。

なお、所在地は

大阪府陸運事務所

〇七二〇二二一五五〇一

寝屋川市高宮栄町二番一

大阪府陸運事務所和泉支所

〇七二五二四一四一九二

和泉市上代町官有地

原動機付き自転車廃車 手続を忘れずに

軽自動車や原動機付自転車を廃車・譲渡されたときは、三十日以内に申告しなければなりません。軽自動車税は、四月一日現在の所得者に課税します。申告をおこたると所有されていなくても課税されますので、廃車や譲渡されたときは、すぐに手続を済ませて

◎市町村での所得税 申告の受付について

所得税確定申告（昭和五十七年）の市町村役場税務課での受付（譲渡所得・住宅取得控除・中古住宅）については取扱いきまさんので直接富田林務署へ申告してください。

富田林務署：富田林市若松町西二丁目一六九七番地の一

〇七二二一四一三二八一

ください。

●原動機付自転車の廃車・譲渡手続：標識（ナンバープレート）と原付自転車申告済証（販売証明書）、印鑑持参のうえ税務課へ

●軽自動車の廃車・譲渡：納税証明書と軽自動車届出済書（検査済証）、印鑑、標識を持って軽自動車検査協会大阪支店事務所（大阪市住之江区南港東三丁目三三七）へ

〇六〇六二二二八二八へ

●二輪の小型自動車・軽二輪車の廃車・譲渡手続：軽自動車の届出済書（検査済証）、標識、印鑑を持って大阪陸運事務所和泉支所（和泉市上代町、〇七二五二四一四一九二）へ。

※他の市町村へ転出する方で現在原動機付自転車をお持ちの方は、必ず標識を返還してください。

新しい標識の交付は、転入される市町村で受けてください。標識の返還手続は廃車・譲渡の手続と同じです。

◎固定資産課税台帳 の縦覧

地方税法第四百十五条の規定に基づき、昭和五十七年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供します。関係者は、ご覧になってください。

◆縦覧期間

三月一日～二十二日

◆縦覧時間

（平日）午前九時～午後五時

（土曜）午前九時～十二時

◆縦覧場所

役場税務課

サラリーマンの奥さんも

国民年金に加入しましょう

一人、一年金の時代といわれる今日、全国のサラリーマンの奥さんの約七割が国民年金に加入しておられます。

サラリーマンの奥さん方は希望すれば五十九歳までの間は、いつからでも加入できますが、一カ月でも早い方が老後の年金が多くなり、安心できるというものです。

サラリーマンの

奥さんだけの特典

国民年金の老齢年金を受けるには、普通、二十歳から五十九歳ま

二十歳になったら

国民年金に加入しましょう

国民年金は、農業・商業などの自営業に従事している方や、従業員が五人未満の職場で働く方と、その家族の方の年金制度です。

厚生年金保険などの公的年金制度に加入していない二十歳から五十九歳までの方は、すべて加入することが義務づけられています。

加入している方が老齢になったとき、病気やケガのため障害者になったとき、また不幸にして一家の働き手の方が亡くなられて母子家庭になったときなどは年金が受けられます。

で二十五年以上保険料を納付していることが条件となっています。ところが、ご主人が勤め先で年金制度に加入しているサラリーマンの奥さんについては、配偶者期間で国民年金に加入しなかった期間も、老齢（通算）年金を受けるための期間として計算される特典があります。

その期間と保険料を納めた期間（一年以上）ご自身の厚生年金等の加入期間を合わせて二十五年以上あれば、保険料を納めた期間に見合った年金が受けられることとなります。この特典を十分生かして、未加入の奥さんは、一カ月でも早く加入されることをお勧めします。

保険料

五十八年三月まで一カ月五、二〇円で、五十八年四月から一カ月五、八三〇円で、より多くの年金を希望される人は、付加年金に加入できます。付加保険料は一カ月四〇〇円です。

老後のために、また、いざというときのために、二十歳になったら国民年金に加入しましょう。加入の手続きは、印かんをもって役場国民年金係へきていただくだけで済みます。

保険料は

安全確実な口座振替

納付制度をお勧めします。

二月一日から老人医療が

かわりました

65歳からの老人医療は

継続一部負担金を導入

二月一日から老人保健法（国制度）が施行されました。七十歳（ねたきり等の人は六十歳）以上のすべてのかたは、この新しい老人医療制度により病院、医院などにかかることになりました。

このため六十五歳から六十九歳までの村独自（府先行制度）の老人医療制度については、今後継続致しますが七十歳以上の老人保健法（国制度）と同様に原則として一部負担をしていただくこととなります。

●いままではどう違う

一部負担金を支払う

いままでは、老人医療制度により医療費は無料でしたが、二月からは、医療費の一部を自己負担することになります。（一部負担金のくわしいことは前月号を参照し

●健康手帳と保険証を提出する

いままでは、お医者さんにかかるときは「老人医療証」と「健康保険証」を病院や医院の窓口へ提出して診療を受けましたが、二月からは、役場から交付を受けた「健康手帳」と「健康保険証」を提出して診療を受けます。

●老人保健法は所得を問わない

いままでは老人医療制度は老人本人やその家族の所得が一定額以上であるときは対象とされませんでした。新しい老人保健制度では所得に関係なく、七十歳（ねたきり等の人は六十五歳）以上のすべてのかたは対象となります。六十五歳から六十九歳までのかたは所得制限額（収入額二八世帯）は三百万円から三百八十万円に引き上げて対象の範囲を拡げました。くわしくは前月号を参照してください。

あなたも献血に

参加しませんか！

●求めていますあなたの心

日本人のほとんどが自分の暮らし向きを「中流」と考えています。いろいろいわれるながらも、現代はよい時代といえるのかも知れません。

しかし、私達は幸福感が表面に現われれば現われるほど、その反対の部分が沈み隠れてしまうこと

に気付かなければならないでしょう。

病気のために、血液を必要とする患者が、今日も何千、何万人といます。医療に必要なだけの血液を集める事が患者の生命を守るうえにおいて一番大切な事です。あなたの「心」の豊かさの証しとして献血をぜひ。健康な人であ

れば誰れにもでき、しかもこれほど温かく尊い行為はありません。一人一人が提供しあった尊い血液は健康で明るい明日を！

このような人道的な立場に立って献血し合い、運動を推進するため、次の通り日赤の献血車が参りますので多数のご協力をお願い致します。

●移動献血車の来るのは

三月二十五日（金）

午前十時三十分～正午

千早赤阪農協

千早支所選果場前で

午後一時三十分～三時

千早赤阪村役場前で

千早赤阪村献血推進協議会



善意銀行への預託

このたび、亡父豊一殿の粗供養として暖かい愛情のこもる預託をいただきました。

一金二〇〇,〇〇〇円也

千早赤阪村大字千早一八七番地

豊田圭郎 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は目的に最大の効果があがりますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会

三種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳）

予防接種実施

※対象者

（第一期）生後24カ月～48カ月未満の者で3～8週間隔をおいて3回接種

（第二期）第一期完了後12カ月～18カ月の間に1回接種（できるだけ48カ月までに第1期及び第2期を受けてください）但し、第1期を二種混合（ジフテリア・破傷風）で完了された人については第2期（第一期完了後12カ月以上経過し生後72カ月までの人）も、二種混合で実施いたします。

※注意事項

(1) 当日体温を測定してきてください。

(2) 会場での問診票は責任をもって記入してください。

(3) 母子手帳・印かん・筆記用具をご持参ください。

※受けられない人

(1) 37度以上熱のある人。

(2) 慢性の皮膚病・湿疹のある人。

(3) 現在病気で医師にかかっている人や一年以内にけいれんや、ひきつけをおこした人。

(4) 一カ月以内にはしか・BCGの予防接種を受けた人や、その他の予防接種を二週間以内に受けた人。

日程表

日	時	時間	場所
1回目	2回目		
3月14日 (月)	4月11日 (月)	午後1時10分～1時25分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
		1時30分～1時50分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
		2時～2時15分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
		2時25分～2時40分	桐山(金泉寺下)
		2時45分～3時5分	森屋消防倉庫前
		3時10分～3時30分	森屋防除組合前
3月16日 (水)	4月13日 (水)	午後1時10分～1時30分	役場庁舎前
		1時40分～2時	吉野郵便局下
		2時10分～2時30分	下東阪集会所前
		2時35分～2時50分	上東阪(伏井林吉氏宅上)
3月17日 (木)	4月14日 (木)	3時～3時20分	千早(千早老人憩いの家前)
		午後1時15分～1時35分	小吹集会所前
		1時40分～2時	中津原集会所前
		2時20分～3時30分	小吹台連絡所

★今回より時間を変更して実施致しますからお間違いないように

五十八年度

建設工事の指名競争入札参加願

建設工事の指名競争入札に参加することを希望する人は、次のとおり登録してください。

提出書類

- 建設工事入札参加資格審査申請書
- 建設工事許可証明書
- 代表者身元証明書
- 納税証明書
- 主要取引金融機関名
- 経営事項審査申請書
- 技術者経歴書
- 印鑑証明書
- 使用印鑑届
- 共同企業体協定書(希望の場合)
- 申請できない人

食糧管理法の改正

改正理由

食糧管理法は、昭和十七年に制定され戦中、戦後の食糧の絶対不足を前提としており、配給制度という公平配分を目的としたものでした。

そのため需給の変動や、消費者ニーズへの即応に困難が生じたり購入券規制や個人間の非営利的譲渡行為の原則的禁止など実態と制度との間に、かい離が生ずることとなりました。そこで需給事情の変動、消費者の需要の多様化などに的確に対応しつづ、国民の必要とする米を安定供給できるような制度を確立するため今回の法改正が行なわれました。

法改正の内容のあらまし

今回の改正は国民の必要とする米を政府が責任をもって管理するという制度の基本を維持しながら需給事情の変動、消費者ニーズの多様化などに的確に対応し、国民に安定供給する制度を確立するた

◎建設業法第三条の規定による建設業の許可を受けていない人。

受付期間

二月十六日(水)から三月十五日(火)まで(日・祝日は除く)午前九時から午後五時十五分まで(土曜日は十二時十五分まで)

登録有効期間

昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで。

受付け・問合せ先

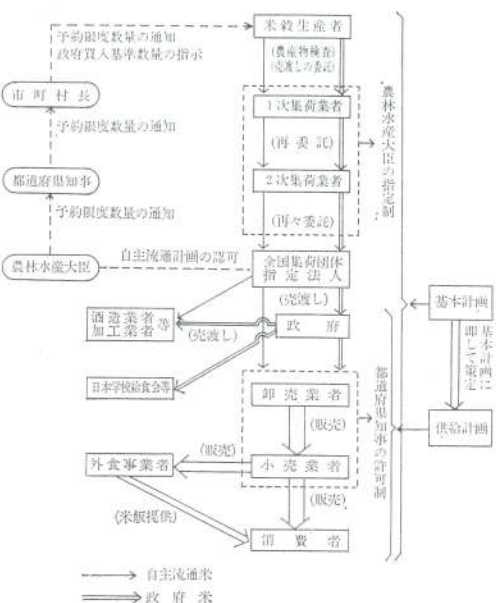
産業建設課または水道課
電話二〇〇八一

めのものです。

その骨組みとなる主な改正点は次のとおりです。

- 一、厳格な配給制度の廃止
- 二、配給割当、配給計画や米穀通帳の発給といった配給統制のしくみ

●米穀流通制度の仕組



は通常時廃止することとなりました。但し需給がひっ迫時には配給制度を発動しうる事としました。

二、基本計画及び供給計画の策定

政府は米穀管理の基本的準則として、毎年基本計画を樹立し、これを公示することにより関係者の指針とすることになりました。

三、流通業者の地位と責任の明確化

集荷業者及び卸小売業者等の販売業者は、生産者から消費者までの米の流通を担う重要な役割をはたすこととなりますので、この流通ルートを特定化し、国及び都道府県の監督のもとに置くことにしました。

四、個人間の流通規制の緩和

個人間の非営利的譲渡行為については規制の意味がなくなりましたので、これを解除することになりました。以上が今回の主要な改正事項です。詳しくは産業建設課までお問い合わせください。

ちよつと待つて

僕は、気持ちよくテレビを見て
いる。

「早う風呂に入りなさい。」
母の声。「チェノまたか。」と思
うが、

「ちよつと待つて。」
とだけ言うておく。

どうして見おわってから「入れ
」といてくれないんだろう。用

心と力をひとつに

事をいう時もそ
うだ。とにかく
すぐして欲しい
らしい。返事だ
けはするんだが
なかなか実行し
ないからいら
らしている。は
たから見ても
僕にもいろいろ
都合がある。

「……している。」
という、

「それがすんだら手伝ってくれ
よ。」

と言う。すると 僕も気持ちよく
「よっしゃ。」

と答えられる。
気持ちよくできるという事は、

相手が僕の人権を尊重しながら、
頼んでいるからだと思う。

僕自身、級友に命令調でものを
いう時があるが、きつと級友はい
やな気分にいるだろう。ふだん、
うっかりしている事だが、こうし
てじっくり考えてみると、むづか
しくなってきた。

母に対しても、返事だけにしな
いで、

「……する間少し待つて。」

というように、わけを言うて待つ
てもらうようにしたらよいのでは
ないか。そのうちに、母も僕の気
持ちをわかってくれるだろう。
人と人とのつながりを結ぶため
にも、相手の気持ちに立って考え
ることが、どれ程、大切な
ということがわかってきました。

(一九七八年本村中学校人権作
文集より)

千早赤阪村人権教育推進協議会



第三十一回成人式

一月十五日成人の日、本村の第
三十一回成人式が自然休養村管理
センターで実施されました。

今年、新成人八十四名のうち七
十一名の参加があり、晴天にも
恵まれて厳粛な式典がめでたく
終了しました。

当日は、新成人の門出を祝っ
て村議会議員、青少年指導員、
社会教育委員、選挙管理委員、
婦人会、学校恩師等の多数来賓
のご臨席をたまり、更に少年
少女合唱団による、かわい
いコーラスや、中学校ブラスバンド
部の演奏もあり、式典に一層の
華をそえていただき新成人にと
っても意義ある一日となったこ
とと思います。

ご参加くださった皆さんに厚
くお礼申し上げます。



なお、新成人の皆さんに記念写
真をお贈り致しますので、二月十
五日以降、教育委員会にお立寄り
ください。

吉岡たすく先生の講演会

来る三月四日(金)午後一時より、
千早赤阪村PTA連絡協議会主催
により、本村第一回、PTA大会
が実施されます。大会では、母親
部会のとり組み、小吹台小学校P
TA活動の事例報告を発表、その
後、テレビでおなじみの吉岡たす
く先生の講演があります。

講演の内容は、「やる気を育て
る家庭教育のあり方」です。



会場は、赤阪小学校体育館で実
施しますので、PTAの方はもち
ろん一般参加も大いに歓迎いたし
ます。

囲碁クラブ員募集

募集

毎月、第二・第四週の日曜日、
午後五時半より八時半まで役場二
階で囲碁を楽しんでおられます。

現在、部員八名ですが、このた
びクラブ員を募集することになり
ました。碁を今からやってみよう
と思われる方は、教育委員会事務
局までお申し込みください。

ただし、中学生以上とします。

囲碁クラブ部長

田中一美

府民講演会開催

☆趣旨 地域住民の教養の向上と
身近な郷土史への関心を促す

☆日時 昭和58年3月4日(金)

午後一時三十分～四時

☆場所 大阪府南河内府民センタ

ービル 三階講堂

☆内容(1)映画「河内風土記」

(2)講演テーマ「河内の歴史
こぼればなし」

願證寺住職 田毎照隆氏

☆対象 南河内地域の府民

約一〇〇名

☆聴講料 無料

☆申し込み方法 電話による

(☎〇七二二一五一一三三)

☆主催

大阪府南河内府民センター

大阪府選挙管理委員会南河内支

局

大阪府明るい選挙推進協議会



立春

立春を過ぎると、暦の上ではもう春。とは言っても外はまだまだ冬景色。そんな中で香り高く咲くのが梅の花。

歳時記の中で梅は、早春の花として扱われていますが、一方、冬の終わりのころ、日当たりのよい場所に咲く早咲きの梅は、冬の季節とされています。

梅と並び称されるのが桜ですが「梅と桜」と言うと、美しいものが二つ並んだ例えに使われる言葉です。梅と桜とどちらが好きかはその人の好みにもよりますが、時代によっても流行があるようです。

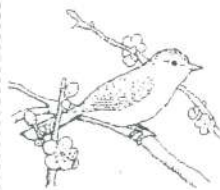
奈良時代には梅が好まれていたとみえて、万葉集には梅を詠んだものが百首も登場するのに対し、桜は四十首。ところが、平安時代の古今和歌集になると、梅二十首桜百首と逆転しています。九六〇

年に御所の内裏(天皇の住む御殿)が焼けたあと、紫宸殿(ししんでん)の前にあった梅を桜に植えかえたのもそのためでしょう。

江戸時代に入ると、桜の花見はもちろんです。梅の花見も盛んだったようです。戦時中は、桜の潔さがたたえられて桜全盛。そして最近では「桜まつり」も盛んです。が「梅まつり」ももてはやされています。

その理由は、梅のほうが桜より花期が長いので、観光宣伝をやりやすいことや、バスツアー、団体旅行も計画しやすいためでしょう。梅も世につれ、です。

梅といえば梅干し。「塩梅(あんばい)」という言葉があるくらい、梅と塩とは縁があります。しかし最近では減塩梅干しが好評。普通二〇%余りの塩分を含みますが、減塩梅干しは一〇%くらいにおさえているようです。



大阪府職業訓練展

この催しは、大阪府の職業訓練校の訓練生が日頃の実習で製作した優秀作品を発表するために開催するものです。ぜひご来場ください。

◆名称 第3回大阪府職業訓練校作品展示即売会

◆とき 昭和58年2月16日(木)18日(金)

◆但し展示日 16日(木) 10時～16時 17日(金) 10時～16時

◆即売日 18日(金) 10時～13時

◆ところ 吹田市立千里市民センター(3階大ホール)及び図工室

◆主な展示即売品

吹田市津雲台1丁目1番D2
阪急千里線南千里駅前
本箱・飾棚・下駄箱・屏風・園芸鉢物等

◆アトラクション

17日15時から認定職業訓練校生による「フアッションショー」

◆問い合わせ先

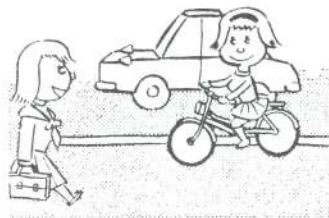
大阪府労働部職業訓練課
電話 06(941)035
1代表(内線2841) 2846

歩行者・自転車利用者の安全確保

府下における昭和57年11月末までの交通事故のうち、交通弱者である歩行者・自転車利用者の事故件数が、全事故の41.5%(15,795件)、死者では46.2%(164人)といずれも約半数を占めています。

これらの事故の中には、歩行者・自転車利用者の信号無視や無謀な横断等、交通ルール無視が原因となった交通事故も多く見られます。

したがって、自動車運転者に対する交通弱者保護の呼びかけと併



せて、歩行者等の正しい交通ルールの実践を呼びかけ、交通事故を防止しましょう。

昭和58年交通安全年間スローガン

年間スローガン

△運転者に対するもの▽

・思いやり ゆずる心で

△歩行者・自転車利用者に対するもの▽

・たしかめて 渡るあなたが

・急いでも きちんと見ます

・子どもからの募集▽

みぎ ひだり

森林組合の合併について

富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村に所在する森林組合が、去る昭和五十七年十二月十五日付認可を得て、南河内森林組合として発足致しました。

資本金壹千万円(五十七年度末)

森林面積約五千五百町歩、組合員数約八〇〇名の構成のもとに、過日一月十九日富田林市民会館に於きまして発会式を行いました

今後とも御支援、御協力よろしく御願ひ致します。

組合長 道田 史郎氏

副組合長 杉本 宗勝氏

佐藤 治男氏

松田万太郎氏

以上の方が就任されました。事務所は従前と同じところです。

南河内森林組合

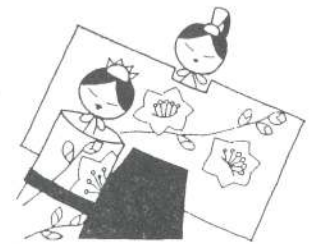
行事予定表

2 月



10 木	粗大ゴミ収集日
11 金	建国記念の日 一般ゴミ収集日
12 土	
13 日	
14 月	10ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00 村府民税出張申告受付 (小吹、小吹台)
15 火	一般ゴミ収集日 村府民税出張申告受付 (森屋、川野辺) 妊婦教室(富田林保健所) 13:00~
16 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00 村府民税出張申告受付 (水分、二河原辺、桐山) 自動車文庫 奥千早 11:20~12:00 役場 11:10~11:50 中学校 12:50~13:30
17 木	村府民税出張申告受付 (中津原、上・下東阪) 心配ごと相談所 13:00~15:00
18 金	一般ゴミ収集日 3才児健診(富田林保健所) 12:30~13:00 早朝尿持参の事 村府民税出張申告受付 (千早、吉年)
19 土	
20 日	
21 月	3ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00
22 火	一般ゴミ収集日
23 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00
24 木	資源ゴミ収集日
25 金	一般ゴミ収集日
26 土	
27 日	
28 月	10ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00 春の全国火災予防運動

3 月



1 火	一般ゴミ収集日
2 水	
3 木	心配ごと相談所 13:00~15:00
4 金	村第1回PTA大会 (赤阪小) 13:00 3才児健診(富田林保健所) 12:30~13:00 早朝尿持参の事 一般ゴミ収集日 精神衛生相談(富田林保健所) 13:00~16:00
5 土	
6 日	
7 月	3ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00
8 火	一般ゴミ収集日 母親教室(富田林保健所) 13:00~16:00
9 水	精神衛生相談(富田林保健所) 9:30~12:00
10 木	粗大ゴミ収集日
11 金	一般ゴミ収集日 精神衛生相談(富田林保健所) 13:00~16:00
12 土	
13 日	
14 月	10ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00 三種混合(川野辺、水分、二河原辺、桐山、森屋) 一般ゴミ収集日

休日診療所

富田林病院正門左側
向陽台一丁目3-38
TEL 8-1333

診療日 日曜日・祝日
年末年始(12月30日~1月4日)
診療科目 内科・小児科
受付 午前10時~11時半
午後1時~4時半